


現行(令和3年度～5年度)			改定後(令和6年度～8年度)	
第1段階	生活保護若しくは中国残留邦人等支援給付の受給者又は市町村民税世帯非課税者で老齢福祉年金受給者	第1段階	同左	
	市町村民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者		同左	
第2段階	市町村民税世帯非課税者で課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超えて120万円以下の者	第2段階	同左	
第3段階	市町村民税世帯非課税者で第1段階及び第2段階に該当しない者	第3段階	同左	
第4段階	市町村民税本人非課税者(世帯に課税者がいる。)で課税年金収入額と合計所得金額から年金収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下の者	第4段階	同左	
第5段階	市町村民税本人非課税者(世帯に課税者がいる。)で第4段階に該当しない者	第5段階	同左	
第6段階	市町村民税課税者で合計所得金額が120万円未満の者	第6段階	同左	
第7段階	市町村民税課税者で合計所得金額が120万円以上210万円未満の者	第7段階	同左	
第8段階	市町村民税課税者で合計所得金額が210万円以上320万円未満の者	第8段階	同左	
第9段階	市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上 <u>350万円</u> 未満の者	第9段階	市町村民税課税者で合計所得金額が320万円以上 <u>420万円</u> 未満の者	
第10段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>350万円</u> 以上 <u>500万円</u> 未満の者	第10段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>420万円</u> 以上 <u>520万円</u> 未満の者	
第11段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>500万円</u> 以上 <u>600万円</u> 未満の者	第11段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>520万円</u> 以上 <u>620万円</u> 未満の者	
第12段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>600万円</u> 以上の者	第12段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>620万円</u> 以上 <u>720万円</u> 未満の者	
		第13段階	市町村民税課税者で合計所得金額が <u>720万円</u> 以上の者	

### (3) 所得段階別の保険料の段階区分

第9期では、標準の所得段階が13段階となることから、第8期から1段階増やして13段階とし、それぞれの保険料額を以下のとおり定めます。

第9期介護保険事業計画（令和6～8年度）保険料基準額＝5,784円（月額）

所得段階	対象者	算定式	保険料（月額）
第1段階	生活保護、中国残留邦人等支援給付の受給者、又は、世帯全員が市町村民税非課税で、本人が老齢福祉年金を受給している方 世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	<u>基準額×0.285</u>	<u>19,700円</u>
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円を超えて120万円以下の方	<u>基準額×0.485</u>	<u>33,600円</u>
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、第1段階、第2段階に該当しない方	<u>基準額×0.685</u>	<u>47,500円</u>
第4段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額とその他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額×0.900	<u>62,400円</u>
第5段階	本人が市町村民税非課税（世帯に市町村民税課税者あり）で、第4段階に該当しない方	基準額×1.000	<u>69,400円</u>
第6段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円未満の方	基準額×1.200	<u>83,200円</u>
第7段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が120万円以上210万円未満の方	基準額×1.300	<u>90,200円</u>
第8段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が210万円以上320万円未満の方	基準額×1.500	<u>104,100円</u>
第9段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が320万円以上420万円未満の方	基準額×1.700	<u>117,900円</u>
第10段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が420万円以上520万円未満の方	基準額×1.900	<u>131,800円</u>
第11段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が520万円以上620万円未満の方	<u>基準額×2.100</u>	<u>145,700円</u>
第12段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が620万円以上720万円未満の方	<u>基準額×2.300</u>	<u>159,600円</u>
第13段階	本人が市町村民税課税で、合計所得金額から租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた額が720万円以上の方	<u>基準額×2.400</u>	<u>166,500円</u>

※「その他の合計所得金額」は、合計所得金額から公的年金等の年金収入に係る所得（所得税法第35条第2項第1号に掲げる額）並びに租税特別措置法に規定される長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を差し引いた金額。

※基準額は、月額69,406円。（保険料は100円未満切捨て。）

※第1～3段階の算定式及び保険料額は、公費による軽減後のもの。